

「歯科医師臨床研修推進検討会」報告書概要

1. 臨床研修施設群方式の推進について

(1) 臨床研修施設の指定基準について

- 歯科診療所及び病院歯科（以下、「歯科診療所等」という。）を中心に行われている歯科医業の実情に配慮した指定基準の見直し方策の策定が必要
 - ・ 指定基準の員数要件に関する見直し
 - ・ 一時的に指定基準を満たさなくなった場合の対応

(2) 新たな臨床研修施設の指導體制について

- 管理型臨床研修施設、協力型臨床研修施設及び研修協力施設を有機的に連携させた新たな臨床研修施設の指導體制の構築（以下、「グループ化」という。）
- グループ化に伴う研修プログラムに対する考え方の検討

(3) 歯科医師臨床研修の到達目標の見直しについて

- 到達目標に対する到達度の調査研究を踏まえ、臨床研修の到達目標の見直し等が必要
 - ・ 平均達成度が低かった項目（地域医療等）の修得に関する新たな方策の検討が必要
 - ・ 臨床研修の実績、また研修歯科医からのフィードバックも考慮して行うことが必要

(4) 臨床研修施設群方式の円滑な推進に係る手続きについて

- 各種事務手続きに関する関係者の負担軽減を図ること等が必要

2. 研修管理委員会の役割等について

(1) 研修歯科医への対応

- 指導者側としてのメンタルヘルスに関する資質向上策を強化していくことが必要

(2) 指導歯科医・プログラム責任者への対応

- 研修プログラムを管理していく上では、カリキュラム立案能力並びに臨床研修指導技法を習得した多くの指導歯科医と上級歯科医が関与するように考慮することが望ましい

(3) 協力型臨床研修施設への対応

- 協力型臨床研修施設の指導體制の水準の確保の必要性
- 臨床研修施設群方式の研修プログラムにおける協力型臨床研修施設の適当数の要件
- 並行申請に関する臨床研修施設の新たな指定基準の策定の必要性

(4) 研修管理委員会運営指針（仮称）の策定

- より実効性のある研修管理委員会の具体的な運営指針の策定の必要性

3. 臨床研修に係る評価等について

(1) 臨床研修施設に対する評価

- 当該臨床研修施設群での自己評価、第三者による外部評価が将来的に推進されることが重要
- 臨床研修の適切な実態把握のため、必要に応じて厚生労働省による実地調査等も考慮すべき

(2) 双方向性評価の導入の検討

- 当該研修プログラムに係る関係者間での双方向性評価を行える体制を構築することが必要

(3) 研修歯科医の評価方法の改善

- 客観的な指導・評価方法の確保のためにも、各方面から参考となる考え方が示されることが望ましい

(4) 臨床研修の中断・未修了への対応

- 臨床研修施設側に起因する場合（研修歯科医に対するハラスメント等）の対応策については、今後も検討が必要

4. その他の課題

(1) 歯科医師臨床研修制度の周知

- 各方面（国民、歯科医療関係者、臨床研修を受けようとする者等）に向けて周知を進めることが必要
- 臨床研修制度に関わる様々な分野から参画できる、継続的な検討の場の設置が必要

(2) 歯科医師臨床研修マッチングプログラムの見直し

- 歯科診療所等での研修歯科医の確保の方策等、歯科マッチング運用面で早急な対応が必要

(3) 指導歯科医の資質向上策

- 指導歯科医講習会のアドバンス的な講習会の受講等によって、指導歯科医や上級歯科医は研さんに努め、資質向上を図ることが必要

(4) 生涯を通じた歯科医師の資質向上策

- 歯科医師養成については、今後も厚生労働省と文部科学省が共同で検討していくことが必要
- 臨床研修を修了した歯科医師のキャリア形成のために、「臨床研修」と専門分野の研修を視野に入れた「生涯研修」との橋渡しについても継続した検討が必要

資料2 医道審議會齒科醫師分科会齒科醫師臨床研修部会意見書